

岐阜市スポーツ少年団バレーボール協議会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、岐阜市スポーツ少年団バレーボール協議会（以下「本会」という）と称し、事務局は会長宅に置く。

第2条 本会は、岐阜市スポーツ少年団本部（以下「少年団本部」という）の種目協議会として属する。

(目的)

第3条 本会は、スポーツを通じて少年の健やかな心身の発達をめざし、バレーボール団員の育成及び単位スポーツ少年団相互の交流を深め、生涯スポーツの基礎づくりを目的とする。

2 本会は、少年団本部規程第3条に基づき、指導者の資質並びに指導力の向上を図ると共に、指導者の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 少年団本部事業を円滑に推進するために努力する
- (2) 大会、交流会の企画及び運営
- (3) バレーボールに関する研究及び講習会
- (4) スポーツ少年団の団員及び指導者の養成研修会
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 少年団本部に登録されたバレーボール種目団体で、第3条の目的に賛同し加盟する団体の代表者（部長）をもって組織する。
- (2) 加盟する団体の代表者は、少年団本部登録認定指導者で、バレーボール及びスポーツ少年団の指導経験者とする。

(役員)

第6条 本会には、次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 書記 若干名
- (6) 専門部長 若干名
- (7) 常任理事 若干名
- (8) 監事 2名

第7条 本会の役員選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 第5条の会員の中から、少年団本部の各ブロックにおいて推挙された代表役員をもって役員構成をしたのち、総会にて承認を受ける。
- (2) 各ブロックの代表役員定数は中部3名、北部3名、西部5名、東部2名、南部3名とする。

2 本会の役員は、前項の他に役員を会長が指名委嘱することができる。ただし、会長が委嘱した役員は、役員会にて承認を受け総会にて報告する。

第8条 本会の役員の任期は、2年とし再選を妨げない。ただし、退任者により任期の途中で就任した者は前任者の残任期間とするが、全役員は、任期満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第9条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、事務局を統括し本会の事務を処理する。
- (4) 会計は、本会の会計を処理する。
- (5) 書記は、本会の庶務を行う。
- (6) 専門部長は、各部会を代表して会務を統括する。
- (7) 常任理事は、本会の運営及び会議を処理執行する。
- (8) 監事は、本会の会議及び会計を監査する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、第5条の会員をもって構成し、定期総会及び臨時総会とし本会の基本的事項を決定する。

3 定期総会は、毎年4月に会長が召集し、次の事項を審議する。

- (1) 役員承認
- (2) 予算及び決算
- (3) 事業計画及び事業報告
- (4) 規約改正承認
- (5) その他重要事項

4 臨時総会は、会員の3分の1以上の開催要求があった場合は、役員会において必要と認められたときから2週間以内に会長が召集する。

5 総会は、会員の3分の2の出席者をもって成立する。

6 役員会は、本会の運営事項を審議するために必要に応じて会長が召集する。ただし、会長は、役員3分の1以上から開催請求があったときは、役員会を召集しなければならない。

第11条 本会の総会の会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(部会)

第12条 本会には、専門部会及び特別部会を設けることができる。ただし、各部会の設置は、役員会の承認を得て行う。

(登録)

第13条 本会に加盟する団体は、毎年、少年団本部登録をしなければならない。

(保険)

第14条 本会に加盟する団体は、スポーツ安全協会の傷害保険に各単位団で指導者及び団員とも加入すること。

(会計)

第15条 本会の経費は、助成金、競技交流大会の参加料、寄附金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(雑則)

第17条 本会の規約施行について、必要な細則は役員会において定めることができる。

第18条 本会の規約改正は、役員会の審議を経て総会の承認を得るものとする。

第19条 本会の解散は、会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規約は、昭和63年3月17日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この規約は、平成9年4月20日から施行する。

(岐阜市スポーツ少年団バレーボール協議会規約の廃止)

2 岐阜市スポーツ少年団バレーボール協議会規約(昭和63年3月17日施行)は、廃止する。

附 則

この規約は、平成16年4月17日から施行する。(第7条中「各ブロックの代表役員定数南部2名」を「3名」に改正)

附 則

この規約は、平成20年5月16日から施行する。(第1条中「バレーボール部協議会」を「バレーボール協議会」に、第2条中「種目別協議会」を「種目協議会」に改正)

附 則

この規約は、平成25年4月20日から施行する。(第7条中「各ブロックの代表役員定数中部6名、東部3名」を「中部3名、東部2名」に改正)